

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
今宮高等学校	行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。					<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳への登載及び更新登録を行った。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間			
土地	1.255 m ²	省エネルギーサービス (ESCO 事業) 契約に係る 機器の設置	24,240 円	(注1) 平 31. 4. 1 ~ 令 2. 3. 31			
建物	163.098 m ²						
工作物	0.36 m ²	大阪市長・大阪府知事選挙 ポスター掲示場の設置	免除	(注2) 平 31. 3. 15 ~ 平 31. 4. 12			
工作物	0.24 m ²	統一地方選挙 (市会・府会) ポスター掲示場の設置	免除	(注2) 平 31. 3. 22 ~ 平 31. 4. 12			
<p>※ (注1) 公有財産台帳では許可期間が、「平30. 4. 1 ~ 平31. 3. 31」のまま放置されていた。</p> <p>※ (注2) 公有財産台帳に登録記録が全くなかった。</p>							

監査 (検査) 実施年月日 (委員: 令和一年一月一日、事務局: 令和元年10月29日)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																			
八尾支援学校	<p>行政財産の使用許可について、公有財産台帳の更新登録を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 489 1760 1241"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>電柱5本 支柱2本</td> <td>電柱の設置</td> <td>15,900円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電話柱2本 支線1本</td> <td>電話柱の設置</td> <td>4,500円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱1本 (共架)</td> <td>電柱(共架)の設置</td> <td>1,500円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱3本 (共架)</td> <td>電柱(共架)の設置</td> <td>4,500円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱2本 (共架)</td> <td>電柱(共架)の設置</td> <td>免除</td> <td>(注2) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>公衆電話 卓上型1台</td> <td>公衆電話の設置</td> <td>3,990円</td> <td>(注2) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「平25.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳では許可期間が、「平29.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電柱5本 支柱2本	電柱の設置	15,900円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	電話柱2本 支線1本	電話柱の設置	4,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	電柱1本 (共架)	電柱(共架)の設置	1,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	電柱3本 (共架)	電柱(共架)の設置	4,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	電柱2本 (共架)	電柱(共架)の設置	免除	(注2) 平31.4.1～令2.3.31	建物	公衆電話 卓上型1台	公衆電話の設置	3,990円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>本件について、公有財産台帳に登録をした。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																		
土地	電柱5本 支柱2本	電柱の設置	15,900円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																		
土地	電話柱2本 支線1本	電話柱の設置	4,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																		
土地	電柱1本 (共架)	電柱(共架)の設置	1,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																		
土地	電柱3本 (共架)	電柱(共架)の設置	4,500円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																		
土地	電柱2本 (共架)	電柱(共架)の設置	免除	(注2) 平31.4.1～令2.3.31																																		
建物	公衆電話 卓上型1台	公衆電話の設置	3,990円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31																																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年11月6日)